小規模企業共済制度

小規模企業共済制度は、小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。いわば「経営者の退職金制度」といえます。

Q 年末調整や確定申告の所得控除に使用する掛金の払込証明書はいつ届きますか？

A 「掛金払込証明書」は毎年９月までに掛金の払込み（口座振替等）があった契約者を対象に、11月中旬以降、順次発送されています。また、１０月から１２月までの間に加入され、当年中に掛金の払込みがある方には、翌年の２月中旬に発送する予定です。

（尚、住所等の変更があった場合は手続が必要です。）

「掛金払込証明書」の見本

１年間に払い込んだ掛金は、全額が所得控除になります！！

「年末調整」または「確定申告」の際には所得控除に必要ですので、必ずご持参ください。

お申込・お問い合せは事務局 ☎381-3101 まで！

※決算申告相談期間中は請求手続に関する相談およびサポート対応を見合わせさせていただきます。お急ぎの場合は、直接中小機構へお問い合わせ下さい。

令和５年９月から一部オンライン手続きスタート！

お問い合わせは共済相談室

☎ 050-5541-7171（営業時間：平日午前９時～午後５時）

中小機構 HP（共済制度）

https://www.smrj.go.jp/kyosai/index.html

ご加入の皆さんへ

「掛金払込証明書（控除証明書）」の再発行について

～紛失された方～

プッシュホン電話で「自動発送サービス」を利用することで再発行できます。

自動発送サービス
ＴＥＬ **042-567-3308**

１週間ほどで届きます。

ご利用時間　朝６：00～夜 12：00
（土・日・祝日もご利用できます）

ご利用方法（音声に従い操作を行ってください）

①プッシュホン電話でおかけください	☎042-567-3308
②共済契約者番号（７桁）とＣＤ（２桁）を押し、＃を押す	（例）1234567　89＃
③生年月日の月日を押し、＃を押す	（例）４月１日生まれの場合 0401　＃
④共済契約者番号の確認	正⇒「0」、「＃」を押す。 誤⇒「1」、「＃」を押す。
⑤依頼書類番号を押し、＃を押す	355＃掛金払込証明書
⑥連絡先の電話番号を押し、#を押す	（例）0334337171＃
⑦書類が届く	一週間程度で登録されている住所にお届けいたします

ただし、Ｒ５年１月～Ｒ５年９月までに掛金の払込みがない場合は発行にならない為、12 月分までの支払がわかるものをご持参ください。（預金口座のコピー等）

※再発行手続きは、中小機構ホームページ上で申請もできます。（24 時間利用可能）

新規加入や増額の手続等は「年末調整」「申告相談時」に現金なしにて手続きできます！

必ずご持参ください

※新規加入の方

○本人名義の銀行口座と銀行お届印
（ゆうちょ銀行、および屋号入りの通帳は使えません）

※増額の方

○掛金月額変更（増額減額）申込書

現在の掛金月額変更用紙がない方は取り寄せが必要です。